

2013年4月12日

各位

会社名 株式会社 レ ナ ウ ン  
代表者名 代表取締役社長 北畑 稔  
(コード番号：3606 東証第一部)  
問合せ先 広報・IRグループグループマネージャー  
櫻井 慎吾  
(TEL. 03-5496-8485)

### 資本業務提携、第三者割当による新株式発行並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2013年4月12日開催の取締役会において、当社の筆頭株主である山東如意科技集团有限公司（英文表記 Shandong Ruyi Technology Group Co., Ltd. 以下、「山東如意」といいます。）の親会社である濟寧如意投資有限公司（英文表記 Jining Ruyi Investment Co., Ltd. 以下、「濟寧如意」又は場合により「割当予定先」といいます。）及び山東如意との間の資本業務提携契約の締結（これに係る提携を以下、「本件提携」といいます。）並びに濟寧如意に対する第三者割当による新株式発行（以下、「本件第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

なお、本件提携及び本件第三者割当は、2013年5月30日（木）開催予定の当社の定時株主総会（以下、「本件株主総会」といいます。）において、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める株主の意思確認手続として行われる普通決議（以下「本件普通決議」といいます。）により本件第三者割当が承認されること及び下記「II. 1. 募集の概要」記載のとおり、中国関係当局（「II. 1. 募集の概要」に定義されるものをいいます。以下同じ。）から必要な認可が得られることを条件としております。また、本件第三者割当により、当社の親会社及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

#### I. 資本業務提携の概要

##### 1. 資本業務提携の目的及び理由

2010年5月24日付「資本業務提携、第三者割当増資による新株式発行及び基準日設定並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は、同日付で山東如意との間で資本業務提携契約（以下「2010年資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同契約に基づき、山東如意に対して新株式を発行し、約40億円の資金調達を行いました。2013年2月28日現在、山東如意は、当社普通株式33,333,333株（同日現在の当社の発行済株式総数80,947,834

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

株の 41.18% (小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。)) を保有する当社の筆頭株主となっております。当社は、2010 年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、2010 年資本業務提携契約に基づき山東如意的指名する 3 名の取締役を受け入れると共に、中期経営方針 R R M A P を策定し、如意グループ (濟寧如意及び山東如意並びにそれらの子会社・関連会社をいい、以下同様とします。) との提携関係の強化を図ってまいりました。また、新株式の発行により調達した資金で店舗改装等の設備投資や販売促進活動の推進などの当社のブランド価値向上のための諸施策の実施、山東如意との合弁会社である北京レナウン如意時商貿有限公司の設立及び同社を通じた当社ブランドの中国展開並びに、成長が見込める小売事業における既存ブランドの出店拡大及び新ブランドの展開などを実施してまいりました。このように、山東如意との資本業務提携は、財務体質の強化、当社ブランドの中国展開及び日本国内における小売事業の確立等の一定の効果を創出しております。

しかしながら、昨今のわが国の経済は、東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況で推移しております。また、かかる経済情勢も踏まえお客様の消費行動の多様化、ショッピングセンターその他の商業施設の増加やインターネットを通じたオンラインショッピング市場の拡大が進む中で、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce 事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となっております。

そのような状況の下、当社は、これらの諸施策を実行するため、銀行融資、公募増資若しくは株主割当による資金調達を検討すると共に、当社の筆頭株主である山東如意との間で、如意グループの信用力を利用した資金調達の検討等の更なる財務基盤の強化や、中期経営方針 R R M A P に掲げる諸施策の実行等について、資本及び業務提携の両側面から筆頭株主である山東如意との間で協議を行ってまいりました。

当社は、かかる検討及び山東如意との協議も踏まえ、当社の財務状況では、金融機関からの融資を受けることは未だ困難であり、また、公募増資若しくは株主割当によっても当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達することは困難であるとの判断に至りました。他方で、当社は、山東如意との協議において、山東如意的親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けに関する提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、濟寧如意及び山東如意との間で第三者割当増資の実施時期及び条件等について協議、交渉を行い、山東如意的親会社である濟寧如意を割当予定先として本件第三者割当を行うことで、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce 事業の強化等による諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断し、濟寧如意及び山東如意との間で、2013 年 4 月 12 日付で資本業務提携契約 (以下「2013 年資本業務提携契約」といいます。) を締結し、濟寧如意を割当予定先とし本件第三者割当を行うことといたしました。なお、

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

濟寧如意及び山東如意によれば、山東如意ではなくその親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けを提案した理由は、山東如意の親会社である濟寧如意が第三者割当増資を引き受け、当社の親会社となることで、当社と如意グループ全体の、グループとしての一体性をより高めることができ、これにより、当社と如意グループとの提携関係を一層強化することができると思えたためとのことです。

本件第三者割当を決議した2013年4月12日開催の取締役会においては、2010年資本業務提携契約に基づき山東如意が指名した取締役のうち、邱亜夫については割当予定先である濟寧如意の董事長（代表者）であることから、本件第三者割当について特別の利害関係を有するものとして、孫衛嬰については濟寧如意の董事及び濟寧如意の子会社である山東如意の副董事長を兼務することから、邱晨冉については、山東如意の役職員を兼務することから、利益相反のおそれがあることを理由に、いずれもその審議及び決議には参加していません。

## 2. 本件提携の内容

### (1) 業務提携の内容

当社は、濟寧如意及び山東如意との間の資本業務提携契約（2013年資本業務提携契約）において、以下の内容の業務提携及び資本提携を定めております。なお、2013年資本業務提携契約において、山東如意と当社は、2010年資本業務提携契約を合意により解約しております。

- (i) 如意グループは長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指し、当社はファッション企業としてそのアパレル部門の中核を担う。
  - i 如意グループの資金力・信用力を活かした事業投資
  - ii 当社の商品企画力・ブランドオペレーションノウハウ等を活かした事業展開
  - iii 如意グループ及び当社の保有するブランドのグローバル展開（日本・中国・その他の地域）
  - iv 如意グループ及び当社の持つネットワークを活用したライセンスビジネスの強化
- (ii) 如意グループ及び当社の持つ生産基地・生産管理機能を有効活用する。
  - i 如意グループ及び当社の持つ技術・機能の共有化による効率化・コスト削減
  - ii 如意グループ及び当社の保有する中国工場の有効活用
- (iii) その他
  - i 人材交流による強固なパートナーシップの醸成

### (2) 資本提携の内容等

#### (i) 資本提携の内容

濟寧如意は、本件第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生以降、当社との間で本件第三者割当に係る当社普通株式に関する総数引受契約を締結し、払込期間（2013年5月31日から同年12月31日）中において、中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は本件株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日に、当社普通株式20,359,615株（2013年2月28日現在の当社の普通株式の25.15%に相当）全ての引受け及び払込みを行います。当該株式の払込金額

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

の総額は2,931,784,560円です。

本件第三者割当の実行後、当社に新たな資金需要が生じた場合には、如意グループと当社は、資金調達の方法及び条件について相互に必要な協議を行うものとします。如意グループ保有の当社株式の議決権が当社の総株主の議決権数に占める比率（以下、「如意グループ保有議決権比率」といいます。）が50%超の場合に、当社が借入れによる資金調達を行う場合、如意グループは、中国対外担保規制その他の適用ある規制上許容される限りにおいて、如意グループによる保証その他の信用供与等について最大限の協力をするものとします。

(ii) 株式の処分等の制限

- i 如意グループは、2013年4月12日の契約締結日（以下「本契約締結日」といいます。）から5年を経過する日までの間に当社の株式の買増しを希望する場合には、当社に対して、1か月前の事前の書面による通知を行い、当社の意見を尊重し検討した上で、当社の株式を、如意グループ保有議決権比率が66.6%未満までの範囲で買増しを行うことができるものとします。
- ii 如意グループは、本契約締結日から5年を経過する日までの間、その保有する当社の株式について、次のいずれかに該当する場合を除いて、譲渡又はこれらに類する処分（以下、「処分等」といいます。）をしないものとします。なお、如意グループは、同グループ、又は同グループ及び当社の事業上の発展に寄与することを目的とし日本若しくは中国の大手銀行又はこれに類する社会的信用のある金融機関から借入れを行う場合に限り、自己の保有する当社株式について担保権を設定できるものとします。
  - ・如意グループ保有議決権比率が50%を超える間は、如意グループ保有議決権比率が50%を下回らない範囲の処分等
  - ・如意グループ保有議決権比率が35%以上50%以下である間は、如意グループ保有議決権比率が35%を下回らない範囲の処分等
  - ・濟寧如意と山東如意との間で当社の株式を譲渡する場合
  - ・山東如意及び山東如意の子会社又は関連会社への譲渡（但し、譲渡先子会社又は関連会社が資本業務提携契約上の義務に拘束されることに書面で同意していること等を条件とします。）
- iii 本契約締結日から5年経過後、如意グループが当社株式の買増し若しくは市場における処分等をする場合、又は本契約締結日から5年を経過する日までの間に売却許容事由（上記iiに定める各事由をいいます。）に該当する当社株式の処分等をする場合には、如意グループは当社と事前協議をし、当社の意向を可能な限り最大限尊重するものとします。また、本契約締結日から5年経過後、如意グループが、当社株式の市場外での処分等を企図する場合には、一定の手続に従い、当社は、売却先を指定することができるものとします。

(iii) 上場維持

- i 如意グループ及び当社は、特段の事情の変更がない限り、当社の普通株式の上場を維持す

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

るものとし、そのために最大限努力するものとし、

ii 如意グループは、当社の普通株式の上場を維持するために必要となる法令、金融商品取引所の規則等を遵守するものとし、当社から要求があった場合には、当社の普通株式の上場維持に必要な一切の資料を当社に提供するものとし、

iii 如意グループは、当社に提供する資料の真実性及び正確性を確保し、当該資料に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実を省略しないものとし、

(iv) 当社の取締役会・監査役会に関する事項

i 当社取締役会の構成

如意グループ保有議決権比率が 50%を超える間の当社取締役の員数は9名とし、そのうち5名については、如意グループが指名し協議の上当社が同意（かかる同意は不合理に留保又は拒絶されないものとし、）する取締役（以下「如意グループ指名取締役」といいます。）とし、3名については当社が指名し協議の上如意グループが同意（かかる同意は不合理に留保又は拒絶されないものとし、）する取締役（以下「当社指名取締役」といいます。）とし、1名については、両社が合意する社外取締役（独立役員）とします。

如意グループ保有議決権比率が 35%以上 50%以下である間の当社取締役の員数は7名とし、そのうち3名については、如意グループ指名取締役とし、3名については当社指名取締役とし、1名については、両社が合意する社外取締役（独立役員）とします。

如意グループ保有議決権比率が 20%以上 35%未満である間の当社取締役の員数は5名とし、そのうち3名については、当社指名取締役とし、1名については、如意グループ指名取締役とし、1名については、両社が合意する社外取締役（独立役員）とします。

如意グループは、当社指名取締役及び如意グループと当社が合意する社外取締役について、これらの者の選任議案が上程される株主総会において賛成の議決権を行使します。

当社の代表取締役社長は、当社指名取締役の中から選定されるものとし、如意グループは、如意グループ指名取締役をして、当社が指定する当社指名取締役が代表取締役社長として選定されるよう取締役会において議決権を行使させるものとし、

上記の取締役指名に関する条項は、2014年2月期の事業年度以降の連続した2事業年度（2014年2月期を含みます。）について、本件提携に関する一定の経営目標が重要な点で未達成となった場合や本契約締結日から5年を経過した場合には適用されません。但し、本契約締結日から5年を経過した場合であっても、経営目標が達成され、当社指名取締役が当社に対する重大な損害を与えていない限りは、上記の取締役指名に関する条項の精神は最大限尊重されるものとし、

なお、本件株主総会後の当初の当社取締役9名の構成は以下を予定しており、本件株主総会後の当初の当社指名の代表取締役社長は北畑稔（現任）を予定しております。

当社指名取締役：北畑稔、神保佳幸、玉井康利（以上、任期満了による重任）

如意グループ指名取締役：邱亜夫、孫衛嬰、邱晨冉（以上、任期満了による重任）、

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

王燕、白文会（以上、新任）

両社が合意する社外取締役：伊藤良二（以上、任期満了による重任）

なお、払込期間中において本件第三者割当にかかる払込みが完了しない場合には、如意グループは、本件株主総会で新たに選任された如意グループ指名取締役のうち2名を払込期間経過後速やかに辞任させるものとしております。

ii 当社監査役会の構成

当社監査役の員数は3名とし、如意グループ及び当社が合意する者としします。如意グループは、これに加えて、当社と協議の上、当社が同意（かかる同意は不合理に留保又は拒絶されないものとしします。）する1名を監査役として指名する権利を有しております。

なお、本件株主総会後の当初の当社監査役3名は、木所弘、吾妻望、紙野愛健（以上、新任）の3名とすることを予定しております。また、如意グループは本件株主総会においては、上記監査役1名の指名権は行使しない予定です。

iii 当社の機関運営に関する事項

如意グループは、本件提携の基本精神に照らし、原則として、当社指名取締役による経営方針の遂行及び業務執行を最大限尊重するものとしします。

また、如意グループは、2013年資本業務提携契約締結日以降に開催される当社株主総会における議決権の行使に関し、当社の株主共同の利益に反する等の事由がない限り、上記i記載の取締役により構成された当社取締役会の意思決定を最大限尊重するものとしします。

本件株主総会の日以降、如意グループ指名取締役の数が当社の取締役の過半数を占める間に開催される当社の取締役会においては、如意グループ指名取締役及び当社指名取締役各1名を含む、過半数の取締役の出席をもって定足数とし、取締役会決議は、如意グループ指名取締役及び当社指名取締役各1名を含む出席取締役の過半数により行うものとしします。

(3) 提携相手先の概要

① 濟寧如意投資有限公司

(1) 名 称	濟寧如意投資有限公司
(2) 所 在 地	山東省濟寧高新区 327 国道北側・如意工業園区内
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 邱亜夫 (Qiu Yafu)
(4) 事 業 内 容	投資及び資産管理
(5) 資 本 金	1,200 万元
(6) 設 立 年 月 日	1999 年 1 月 20 日
(7) 発 行 済 株 式 数	—
(8) 決 算 期	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 30,043 人
(10) 主 要 取 引 先	当該会社には、記載すべき主要取引先はありません。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

(11) 主要取引銀行	中国工商銀行		
(12) 大株主及び持株比率	邱亜夫：51.00% 孫建華：28.79% その他個人（41人）：20.21%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	濟寧如意は、山東如意の持分のうち53.33%を保有しており、山東如意は当社の発行済普通株式33,333,333株(41.18%)を保有しております。		
人的関係	当該会社の董事長及び董事の計2名が当社取締役役に就任しております。		
取引関係	当社と当該会社との間には、直接の取引関係はありませんが、当社は、当該会社の子会社である山東如意との間で合弁会社を有しており、当社と当該合弁会社との間には、アパレル製品の販売に関する取引関係があります。		
関連当事者への該当状況	当該会社は当社の関係会社である山東如意の親会社であり、また、当社の取締役である邱亜夫が当該会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているため、当該会社は当社の関連当事者に該当します。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2009年12期	2010年12期 (単体)	2011年12期 (単体)
純資産	-	1,417百万人民元 21,450(百万円)	1,782百万人民元 26,983(百万円)
総資産	-	1,512百万人民元 22,891(百万円)	2,182百万人民元 33,038(百万円)
1株当たり純資産	-	-	-
売上高	-	-	-
営業利益	-	202百万人民元 3,059(百万円)	53百万人民元 807(百万円)
経常利益	-	1,405百万人民元 21,268(百万円)	53百万人民元 807(百万円)
当期純利益	-	1,405百万人民元 21,268(百万円)	53百万人民元 807(百万円)
1株当たり当期純利益	-	-	-
1株当たり配当金	-	=	-

(注) 1. 【通貨換算の注記】：上記は1元=15.14円(2013年3月29日現在)で換算。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

2. 濟寧如意は2009年12月期においては、事業活動を行っていない休眠会社であったため、財務諸表を作成しておらず、2010年12月期及び2011年12月期においては連結財務諸表を作成していません。
3. 濟寧如意の2012年12月期の連結財務諸表は未監査であるため、確定次第お知らせいたします。

② 山東如意科技集团有限公司

(1) 名 称	山東如意科技集团有限公司	
(2) 所 在 地	中国山東省濟寧市高新区如意工業園	
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 邱亜夫 (Qiu Yafu)	
(4) 事 業 内 容	生地・アパレル製造；綿・化学繊維製造及びプリント・染色の加工； 綿花及びその他生地原料のバイヤー業務、加工及び販売、企業投資管理 (投資ファンドに関わる企業を管理)；加工後の製品の卸売	
(5) 資 本 金	19,287 万元	
(6) 設 立 年 月 日	2001年12月28日	
(7) 発 行 済 株 式 数	—	
(8) 決 算 期	12月31日	
(9) 従 業 員 数	(連結) 29,851 人	
(10) 主 要 取 引 先	HUGO BOSS, AHLERS P .C.GMBH, LG CORPORATION OXFORD SHOP PTY LTD, El Corte Inglés S.A, J. PHILIPP + CO GMBH, SA RIENALES, ARMAND THIERY SAS, BIESSE MANIFATTURE S. R. L., DEIMOS SPA VIA LEONARDO DA VINCI, CELIO INTERNATIONAL, ASAHI HASEL TRADJNG CO.LTD, KOLON TOETER ANNES, SMART APPAREL US., LIFTEX S. R. L., CORTORATION, LONG HER563 UNIVERSITY AVEST PAUL MN, ITAL UOMO OF NEW YORK COMERCIALIZADORA DE, Induyco Industrias Y Confecciones, S. A.	
(11) 主 要 取 引 銀 行	交通銀行	
(12) 大株主及び持株比率	濟寧如意投資有限公司	53.33%
	伊藤忠商事株式会社	26.67%
	オーストラリア麦徳国際貿易有限公司	15.00%
	伊藤忠 (中国) 集团有限公司	5.00%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係		
	資 本 関 係	当該会社は、当社の発行済普通株式 33,333,333 株 (41.18%) を保有して おります。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。



人 的 関 係	当該会社の董事長、副董事長及び副総裁の計3名が当社取締役役に就任しております。
取 引 関 係	当該会社に対して、当社は、アパレル製品の販売に関する取引関係があります。また、当社は、当該会社との間で合弁会社を有しており、当社と当該合弁会社との間には、アパレル製品の販売に関する取引関係があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は当社の関係会社であり、また、当社の取締役である邱亜夫が当該会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している濟寧如意の子会社であるため、当該会社は当社の関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決 算 期	2009年12期 (連結)	2010年12期 (連結)	2011年12期 (連結)
連 結 純 資 産	3,537百万人民元 53,554(百万円)	4,068百万人民元 61,596(百万円)	4,797百万人民元 72,634(百万円)
連 結 総 資 産	6,951百万人民元 105,245(百万円)	8,115百万人民元 122,864(百万円)	12,154百万人民元 184,005(百万円)
1株当たり連結純資産	-	-	-
連 結 売 上 高	10,860百万人民元 164,418(百万円)	14,340百万人民元 217,112(百万円)	10,186百万人民元 154,216(百万円)
連 結 営 業 利 益	430百万人民元 6,506(百万円)	580百万人民元 8,783(百万円)	155百万人民元 2,340(百万円)
連 結 経 常 利 益	450百万人民元 6,808(百万円)	619百万人民元 9,375(百万円)	229百万人民元 3,463(百万円)
連 結 当 期 純 利 益	379百万人民元 5,740(百万円)	532百万人民元 8,056(百万円)	164百万人民元 2,487(百万円)
1株当たり連結当期純利益	-	-	-
1株当たり配当金	-	-	-

(注) 1. 【通貨換算の注記】: 上記は1元=15.14円(2013年3月29日現在)で換算。

2. 山東如意の2012年12月期の連結財務諸表は未監査であるため、確定次第お知らせいたします。

(4) 本件提携・定時株主総会等の日程

①	取締役会	2013年4月12日
②	資本業務提携契約締結	2013年4月12日

ご注意: 本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

③	定時株主総会	2013年5月30日(予定)
④	払込期間	2013年5月31日(金)から同年12月31日(火)

(注) 払込期間については、中国関係当局による認可の取得に必要な審査期間を勘案して定めており、本件第三者割当に基づく払込みは、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は後記「II. 5. 発行条件等の合理性(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の株主意思確認のための本件株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日を予定しております。

#### (5) 今後の見通し

本件提携は、当社事業の強化、財務体質の強化に寄与すると考えられますが、2014年2月期の業績への具体的な影響額については現時点では未定です。今後、具体的な影響額が判明次第、速やかに開示いたします。

## II. 第三者割当による新株式の発行

### 1. 募集の概要

(1) 払込期間	2013年5月31日(金)から同年12月31日(火)
(2) 発行新株式数	普通株式: 20,359,615株
(3) 払込金額	144円
(4) 調達資金の額	2,931,784,560円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (濟寧如意投資有限公司 20,359,615株)
(6) その他	上記各号については、本件株主総会において、本件第三者割当に関する議案が承認されること、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び本件第三者割当の実行について関係当局の許認可等が得られることを条件とする。

(注) 本件第三者割当に関しては、2013年5月31日(金)から同年12月31日(火)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、濟寧市商務局及び濟寧市發展改革委員会並びに山東省商務庁及び山東省發展改革委員会等(以下あわせて「中国関係当局」といいます。)による認可の取得に必要な審査期間を勘案したためです。具体的には、濟寧如意によれば、同社が本件第三者割当に基づく払込みを実行するためには、大要、以下の①から④までに掲げる手続が必要であり、当該手続の完了後、濟寧市外貨管理局における登記手続を行うことで、本件第三者割当増資に係る払込みが実行可能となるとのことです。

① 濟寧市發展改革委員会に対して国外投資プロジェクトに関する審査確認申請手続を行い、同

ご注意: 本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものとして解釈されるべきではありません。

委員会の仮審査を受けること

② ①の後、山東省發展改革委員会による審査を経て、国家發展改革委員会における地方重大国外投資プロジェクト審査確認登記を行うこと

③ 上記②の登記の完了後、済寧市商務局に対して国外企業の設立に関する審査申請手続きを行い、同商務局の仮審査を受けること

④ 上記③の後、山東省商務庁による審査を経て、企業国外投資証書を取得すること

他方で、済寧如意によれば、中国関係当局によるこれらの審査手続の所要期間は、関係法令上明確な規定がない、あるいは所定の期間が定められていても期間延長につき中国関係当局の裁量が認められていることなどから、本件第三者割当に係る有価証券届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期を確定することができないとのことですが、一般的には4から6ヶ月程度の期間を要するとのことです。本件第三者割当に基づく払込みは、上記の払込期間内に行われるものとし、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は後記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の株主意思確認のための本件株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日を予定しております。

## 2. 募集の目的及び理由

1902年創業の当社は、これまでの歴史を通してお客様からの信頼を財産として、「感性創造企業」という企業理念のもと、お客様の視点で考える姿勢を徹底して、皆様方の新鮮で心豊かな生活づくりに貢献すべく邁進してまいりました。また、当社は、山東如意との2010年資本業務提携契約の締結以降、如意グループとの提携関係の強化を図り、財務体質の強化、当社ブランドの中国展開及び日本国内における小売事業の確立等の一定の効果を創出しております。

しかしながら、昨今のわが国の経済は、東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況で推移しております。また、かかる経済情勢も踏まえお客様の消費行動の多様化、ショッピングセンターその他の商業施設の増加やインターネットを通じたオンラインショッピング市場の拡大が進む中で、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となってまいりました。

当社は、山東如意との協議も踏まえ、山東如意の親会社である済寧如意を割当予定先として本件第三者割当を行うことで、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等による諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

断し、本件株主総会において、株主の皆様から、本件第三者割当に関する議案が本件普通決議により承認されること及び本件第三者割当の実行について中国関係当局の認可が得られることを条件に、済寧如意に対する本件第三者割当を行うことといたしました。

今後は両社が持つ経営資源を最大限に活用し、更なる国内事業基盤の強化と海外事業の成長、拡大を目指してまいります。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	2,931,784,560 円
発行に係る諸経費	95,000,000 円
差引手取概算額	2,836,784,560 円

※ 本新株式発行に係る諸経費は、主にアドバイザー・フィー65,000,000 円、弁護士費用及び登記関連費用 30,000,000 円からなり 95,000,000 円を予定しております。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

	具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①	日本国内における小売事業の拡大のためのショッピングセンターその他の商業施設等への出店費用（売場施工費・保証金等）及び販売促進費用並びに取り扱いブランドの拡大（(注) 2. 参照）	2,736	2013 年 9 月～2015 年 12 月
②	E-Commerce 事業の強化のためのオンラインショップの宣伝費用及び販売促進費用、並びに取り扱いブランドの拡大	100	2013 年 9 月～2015 年 8 月

(注) 1. 調達した資金についての、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社取引銀行への預金で保管予定です。

2. 商業施設等への出店費用の内訳については、①特定の商業施設の中で当社の特定のブランドが最も適合するロケーションを判断するための実地調査、②適合するスペースを確保できる時期の確定、③出店条件に関する賃貸人との交渉、④出店形態（完全直営形態とするかショップ・イン・ショップの形態とするか等）の決定を踏まえて確定されることとなります。

### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社にとって、既存ブランドの強化によ

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

り当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce 事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となっております。当社は、本件第三者割当により、財務基盤の強化を図りつつ、これらの諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断しており、これにより、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、当該資金使途に合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本件第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日（2013年4月11日、以下、「直前営業日」といいます。）の株式会社東京証券取引所市場における当社普通株式の終値である144円及び直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値単純平均値（139.68円）を参考としつつ、割当予定先である済寧如意との協議・交渉も踏まえ、144円に決定いたしました。

払込金額について、当社普通株式は上場されていることから直前営業日の終値を原則として参考にするべきところですが、直前営業日の終値に加えて、本件第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日まで1ヶ月間の終値の平均値も参考としたのは、最近の当社株価の動向や売買高、株式市況全般の動向も踏まえると、取締役会決議日の直前営業日の終値という特定の一時点の株価のみを基準にするより一定期間の平均株価という平準化した値を採用する方が算定根拠として客観性が高く合理的なものであると考えられること、一定期間の平均値を採用するに際しては、なるべく本件第三者割当と時間的に近接した期間を参照すべきと考えられること、2013年4月4日に公表した業績予想の修正の公表により当社の市場株価には一定の変動がみられるものの、日本銀行による追加金融緩和策の公表による一般的な相場変動の影響も考慮すべきと考えられることなどを総合的に考慮したためであります。

なお、払込金額（144円）は、直前営業日の終値と同額であり、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（139.68円）に対し3.09%のプレミアム、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（142.93円）に対し0.75%のプレミアム、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（124.98円）に対し15.22%のプレミアムを加えた金額となっております。

かかる払込金額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから、本件第三者割当の払込金額は、適正かつ妥当な価額であり、割当予定先に特に有利な条件で発行するものには該当しないものと判断いたしました。また、各監査役は、本件第三者割当の決議を行った当社取締役会において、本件第三者割当の発行価格は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したも

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

のであることから、割当予定先に対し特に有利な金額ではない旨の意見を述べております。

なお、2013年5月30日開催予定の本件株主総会において、本件第三者割当による新株式発行に関する議案について本件普通決議により株主の皆様の承認を得ること及び本件第三者割当の実行について中国関係当局の許認可等が得られることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による募集株式の数は20,359,615株（議決権数203,596個）であり、2013年2月28日現在の当社の発行済株式の総数80,947,834株（議決権数802,922個）に対して、25.15%の割合（議決権における割合25.36%）で希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売り上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となっており、本件第三者割当により、財務基盤の強化を図りつつ、これらの諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断しており、これにより、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護につながるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本件第三者割当は、①希薄化率が25%以上であること、及び②支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることが要請されるため、下記「9. 企業行動規範上の手続き」のとおり本件第三者割当の妥当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただきこととし、2013年5月30日開催予定の本件株主総会に付議し、本件普通決議による承認を求めることを決定いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

割当予定先である濟寧如意投資有限公司の概要については、上記「I. 資本業務提携の概要 2. 本件提携の内容 (3) 提携相手先の概要①」に記載のとおりです。なお、当社は、割当予定先である濟寧如意より、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。また、当社は、中国企業に関する信用調査実績を有する第三者信用調査機関である株式会社日本能率協会総合研究所（代表者：加藤文昭、本社所在地：東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル7階）に対し、割当予定先である濟寧如意があらゆる不法組織と関係するか否かの調査を依頼しましたが、公開情報を

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

調べた結果、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）に関してあらゆる不法組織との関連は見当たらなかったとの報告を受けております。

## （２） 割当予定先を選定した理由

上記「Ⅰ．資本業務提携の概要 1．資本業務提携の目的及び理由」に記載の通り、2010年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、2010年資本業務提携契約に基づき山東如意的指名する3名の取締役を受け入れると共に、中期経営方針RMAPを策定し、如意グループとの提携関係の強化を図ってまいりました。また、山東如意への新株式の発行により調達した資金で、店舗改装等の設備投資や販売促進活動の推進などの当社のブランド価値向上のための諸施策の実施、山東如意との合弁会社である北京レナウン如意時商貿有限公司の設立及び同社を通じた当社ブランドの中国展開、並びに、成長が見込める小売事業における既存ブランドの出店拡大及び新ブランドの展開などを実施してまいりました。このように、山東如意との資本業務提携は、財務体質の強化、当社ブランドの中国展開及び日本国内における小売事業の確立等の一定の効果を創出しております。

しかしながら、昨今のわが国の経済は、東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況で推移しております。また、かかる経済情勢も踏まえお客様の消費行動の多様化、ショッピングセンターその他の商業施設の増加やインターネットを通じたオンラインショッピング市場の拡大が進む中で、当社にとって、既存ブランドの強化により当社がこれまで培ってきた主力販路である百貨店における売上げを維持しつつ、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等により販売チャネルの拡大を図ることが喫緊の課題となつてまいりました。

そのような状況の下、当社は、これらの諸施策を実行するため、銀行融資、公募増資若しくは株主割当による資金調達を検討すると共に、当社の筆頭株主である山東如意との間で、如意グループの信用力を利用した資金調達の検討等の更なる財務基盤の強化や、中期経営方針RMAPに掲げる諸施策の実行等について、資本及び業務提携の両側面から筆頭株主である山東如意との間で協議を行つてまいりました。

当社は、かかる検討及び山東如意との協議も踏まえ、当社の財務状況では、金融機関からの融資を受けることは未だ困難であり、また、公募増資若しくは株主割当によつても当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達することは困難であるとの判断に至りました。他方で、当社は、山東如意との協議において、山東如意の親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けに関する提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、濟寧如意及び山東如意との間で第三者割当増資の実施時期及び条件等について協議、交渉を行い、山東如意の親会社である濟寧如意を割当予定先として本件第三者割当を行うことで、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化等による諸施策の実行に必要な資金を迅速かつ確実に確保すると共に、長期的視野を有する国際的な総合アパレルメーカーとしての更なる成長を目指す如意グループのアパレル

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

部門の中核となり、当社と如意グループとの提携関係をより一層強化することができると判断し、濟寧如意及び山東如意との間で、資本業務提携契約（2013年資本業務提携契約）を締結し、濟寧如意を割当予定先とし本件第三者割当を行うことといたしました。なお、濟寧如意及び山東如意によれば、山東如意ではなくその親会社である濟寧如意による第三者割当増資の引受けを提案した理由は、山東如意の親会社である濟寧如意が第三者割当増資を引き受け、当社の親会社となることで、当社と如意グループ全体の、グループとしての一体性をより高めることができ、これにより、当社と如意グループとの提携関係を一層強化することができると考えたためとのことです。

濟寧如意は、当社の筆頭株主である山東如意の親会社であり、濟寧如意からは、中期経営方針に掲げる諸施策や、当社のおかれた市場環境、当社の収益力の強化及び更なる成長を図るという方針について深い理解を示していただいております。また、濟寧如意は、山東如意及び当社を如意グループの中核企業として位置付けており、今回如意グループの企業価値向上施策の一環として割当予定先となる点について快諾いただき、如意グループの信用力を生かして、当社が今後借入れにより資金調達を行う場合の信用供与等の協力を行う意向もお示しいただいております。さらに、山東如意の親会社である濟寧如意を引受先とするすることで、当社と如意グループ全体の、グループとしての一体性をより高めることができ、これにより、当社と如意グループとの提携関係を一層強化することができるとの説明もいただいていることから、本件第三者割当の割当予定先として濟寧如意を選定することといたしました。当社は、2010年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、2010年資本業務提携契約に基づき山東如意の指名する3名の取締役を受け入れておりますが、本件株主総会において、如意グループが指名する取締役2名を新たに受け入れる予定であり、本件株主総会后、如意グループが指名する当社取締役は合計5名になる予定です。

また、後記「III. 親会社及び主要株主の異動」に記載のとおり、本件第三者割当の割当予定先である濟寧如意は、本件第三者割当により、新たに当社の親会社及び主要株主となる見込みであります（なお、本件第三者割当により、山東如意が新たに親会社に該当することとなるかについては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第2号又は第3号のいわゆる支配力基準に照らし判断されますが、濟寧如意に加えて山東如意も新たに親会社に該当する可能性があります）。本件第三者割当により異動する親会社が確定した際には、改めてお知らせいたします。

本件第三者割当の実行後、当社は、山東如意との間で2010年資本業務提携契約に基づき既に実施中の施策も含め、2013年資本業務提携契約に定める業務提携の諸施策（上記「I. 本資本業務提携の概要 2. 本件提携の内容 （1）業務提携の内容」参照）を推進してまいります。

とりわけ、本件第三者割当により当社が濟寧如意（及び、いわゆる支配力基準により山東如意も親会社であると判断された場合には山東如意）の連結対象子会社となることで、如意グループとの提携関係をより一層強化し、如意グループの持つネットワークを駆使した新興国をはじめとする世界各国における当社ブランドのライセンスビジネスを強化することなどが期待されます。

当社は、今後、濟寧如意及び山東如意が持つ経営資源を最大限に活用し、更なる国内事業基盤の強化と海外事業の成長、拡大を目指してまいります。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものとは解釈されるべきではありません。



### (3) 割当予定先の保有方針

濟寧如意が本件第三者割当により割当てを受ける当社普通株式については、原則として企業価値の向上に向けて中長期的視点から保有する方針であると聞いております。

また、当社は、濟寧如意より、本件第三者割当に基づく払込みがなされた日から2年以内に新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき内諾を得ております。

なお、濟寧如意が本件第三者割当により割当てを受ける当社普通株式に係る処分等の制限につきまして、上記「I. 資本業務提携の概要 2. 本件提携の内容 (2) 資本提携の内容等 ii 株式の処分等の制限等」に記載のとおりであります。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先より2013年4月8日時点の中国工商银行股份有限公司濟寧分行の預金残高証明書の写しを受領し、現在の割当予定先の預金残高について確認を行っており、預金残高が本件第三者割当に係る払込みに必要な金額を上回っていることを確認しております。また、2010年5月24日に資本業務提携契約（2010年資本業務提携契約）を締結して以降、山東如意との各種提携施策を通じ、如意グループの安定した財務基盤について確認しております。なお、濟寧如意からは、中国企業による海外投資案件においては、出資金額を手元資金及び銀行融資の組み合わせで調達することが実務上一般的であるとの説明を受けており、濟寧如意は、本件第三者割当の払込みに必要な資金の一部を中国建設銀行からの融資により調達することも検討しているとのことです。そのため、実際の払込みについては、その一部を中国建設銀行からの融資により調達した資金が充てられる可能性もある旨の説明を受けております。

なお、本件第三者割当の払込みについては、上記「II. 第三者割当による新株式の発行 1. 募集の概要」注書に記載のとおり、中国関係当局の許認可等が得られることを条件に実行されます。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2013年2月28日現在)		募 集 後	
山東如意科技集团有限公司 (常任代理人：SMBC日興証券株式会社)	41.18%	山東如意科技集团有限公司 (常任代理人：SMBC日興証券株式会社)	32.90%
株式会社三井住友銀行	2.21%	濟寧如意投資有限公司	20.10%
日本証券金融株式会社	2.08%	株式会社三井住友銀行	1.76%
松井証券株式会社	1.94%	日本証券金融株式会社	1.66%
みずほ証券株式会社	1.63%	松井証券株式会社	1.55%

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものとは解釈されるべきではありません。

株式会社 SBI 証券	1.00%	みずほ証券株式会社	1.31%
志村 孝史	0.68%	株式会社 SBI 証券	0.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	0.66%	志村 孝史	0.55%
BNY GCM CLIENT ACCOUNTS (M) LSCB (常任代理人： 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	0.60%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	0.53%
株式会社ルック	0.57%	BNY GCM CLIENT ACCOUNTS (M) LSCB (常任代理人： 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	0.48%

(注) 募集後の持株比率は、2013年2月28日現在の発行済株式数 80,947,834 株に、本件第三者割当てで増加する株式数 20,359,615 株を加算した 101,307,449 株をもとに算出しています。

#### 8. 今後の見通し

本件第三者割当ては、本件株主総会に付議され、普通決議による承認を得ること及び中国関係当局の認可を取得することを条件とするものです。本件第三者割当ては、当社事業の強化、財務体質の強化に寄与すると考えられますが、2014年2月期の業績への具体的な影響額については現時点では未定です。本件第三者割当て実行後、当社は如意との間で、上記「I. 資本業務提携の概要 2. 本件提携の内容 (1) 業務提携の内容」に記載の各提携内容を速やかに実行していく予定です。

#### 9. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当てによる希薄化率は、本件第三者割当てに係る取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数を前提とすると 25.36%となり、希薄化率が 25%以上となることを見込まれます。また、本件第三者割当てにより、割当て予定先である済寧如意が当社の支配株主となります。既存株主の皆様に大きな影響が生じることに鑑み、本件第三者割当ての必要性及び相当性について株主の皆様のご承認を得べく、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。具体的には、本件株主総会に付議する本件第三者割当てに関する議案の中で、本件第三者割当ての必要性及び相当性につき説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただきたくといたします。本件第三者割当ては、当社の筆頭株主であり当社の議決権の 41.18%を保有する山東如意の親会社である済寧如意を割当て予定先とするものですが、かかる状況において、企業行動規範上の手続として本件株主総会における本件普通決議による承認を行うこととしたのは、本件株主総会の招集通知において本件第三者割当ての必要性及び相当性に関する記載を行って内容を事前にご理解頂いた上で、本件株主総会において株主の皆様に対して説明を行うことが重要であると考えたためであります。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当てによる新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものとは解釈されるべきではありません。

これに加えて、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係を有しない独立役員である社外取締役伊藤良二及び独立役員である社外監査役野田晃子並びに社外監査役松本亮に対し、本件第三者割当に関する事項（本件提携の目的及び理由、本件提携の内容、募集の目的及び理由、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の見通し）及びその他必要と思われる事項について詳細に説明しました。

その結果、上記社外取締役1名及び社外監査役2名は、2013年4月12日開催の本件第三者割当に係る取締役会において、本件第三者割当は、当社の業績拡大、企業価値向上に寄与するものと考えられ、ひいては、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えられることから、本件第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見を述べております。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2011年2月期	2012年2月期	2013年2月期
連結売上高	73,254百万円	74,603百万円	76,194百万円
連結営業利益	159百万円	△320百万円	△513百万円
連結経常利益	114百万円	△39百万円	△314百万円
連結当期純利益	△1,131百万円	△666百万円	483百万円
1株当たり連結当期純利益	△16.64円	△8.25円	5.98円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	284.97円	275.42円	279.81円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2013年2月28日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	80,947,834株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2011年2月期	2012年2月期	2013年2月期

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

始 値	152 円	213 円	155 円
高 値	468 円	219 円	178 円
安 値	140 円	101 円	96 円
終 値	213 円	156 円	139 円

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	104 円	110 円	115 円	145 円	140 円	133 円
高 値	120 円	117 円	168 円	178 円	160 円	146 円
安 値	96 円	105 円	113 円	127 円	132 円	123 円
終 値	112 円	111 円	144 円	139 円	133 円	144 円

③ 発行決議前営業日における株価

	2013年4月11日
始 値	142 円
高 値	145 円
安 値	141 円
終 値	144 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

払込期日	2010年7月30日
払込金額	120 円
調達資金の額	3,769,999,960 円 (差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	47,614,501 株
当該募集による発行株式数	33,333,333 株
割当先	山東如意科技集団有限公司
発行時における当初の資金使途	①当社が展開するブランドに関する日本及び中国における出店、店舗改装及びその他の設備投資費用 2,000 百万円 ②当社が展開するブランドに関する日本及び中国における宣伝費用、販売促進費用 1,000 百万円 ③当社における IT 設備投資費用 1,000 百万円

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

発行時における 支出予定時期	①2011年3月～2012年2月 ②2010年8月～2012年2月 ③2010年8月～2012年8月
現時点における 充当状況	①当社が展開するブランドに関する日本及び中国における出店、店舗改装及びその他の設備投資費用 2,000百万円 ②当社が展開するブランドに関する日本及び中国における宣伝費用、販売促進費用 1,000百万円 ③当社におけるIT設備投資費用 350百万円 ※当社におけるIT設備投資費用については、当初、2012年8月までに1,000百万円全額を充当することを予定しておりました。しかしながら、導入予定のパッケージシステムの完成が遅延したことによるシステムベンダーの変更に伴うシステム導入の遅延により、650百万円が未充当となっております。残額については、2014年2月末までに全額を充当予定です。

(注) 調達資金の額は、発行価額(3,999,999,960円)から発行に係る諸経費(230,000,000円)を除いた金額を記載しておりますが、発行に係る諸経費については自己資金で賄い、発行価額の全額を上記の資金使途に充当することを予定していたため、発行時における当初の資金使途に記載された金額の合計額は、発行価額の総額と概ね等しくなっております。

### III. 親会社及び主要株主の異動

#### 1. 異動が生じる経緯

本件第三者割当の割当予定先である濟寧如意は、本件第三者割当により、当社普通株式 20,359,615株(本件第三者割当後の総議決権数に対する保有割合 20.23%)を保有することとなり、濟寧如意の子会社であり、当社普通株式 33,333,333株(本件第三者割当後の総議決権数に対する保有割合 33.12%)を保有する山東如意を通じた間接保有分と併せて、当社普通株式 53,692,948株(本件第三者割当後の総議決権数に対する保有割合 53.35%)を保有することとなるため、新たに当社の親会社及び主要株主となる見込みであります。

なお、山東如意が新たに親会社に該当することとなるかについては、関係各社の監査法人とも協議の上、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第2号又は第3号のいわゆる支配力基準に照らし判断されますが、濟寧如意に加えて山東如意も新たに親会社に該当する可能性があります。本件第三者割当により異動する親会社が確定した際には、改めてお知らせいたします。

#### 2. 異動する株主の概要

新たに親会社及び主要株主となるもの

名称 濟寧如意投資有限公司

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

なお、所在地等の概要につきましては、上記「I. 資本業務提携 2. 本件提携の内容 (3) 提携相手先の概要①」に記載のとおりであります。

3. 異動前後における当該株主等の所有株式数及び議決権の数並びに総株主等の議決権の数に対する割合

	属性	所有議決権の数 (個)		
		直接所有分	間接所有分	合計
異動前	—	—	333,333	333,333
異動後	親会社及び主要株主	203,596	333,333	536,929

	総株主等の議決権の数に対する割合 (%)			大株主順位
	直接所有分	間接所有分	合計	
異動前	—	41.51	41.51	
異動後	20.23	33.12	53.35	第1位

(注) 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数：655,634株  
2013年2月28日現在の発行済株式総数：80,947,834株

4. 異動予定年月日

2013年5月31日から同年12月31日

5. 今後の見通し

当該異動による業績への影響はありません。

6. 開示対象となる非上場親会社等の変更の有無等

濟寧如意及び山東如意のうち、山東如意を通じた間接保有分も含めて当社の議決権 536,929 個（総株主の議決権数に対する保有割合 53.35%）を保有し、当社に与える影響が最も大きい濟寧如意が、新たに開示対象となる非上場の親会社等に該当することとなります。

以 上

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

(別紙)

## 発行要項

- |      |                                                                                                                                            |                                                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 募集株式の種類・数                                                                                                                                  | 普通株式 20,359,615 株                                                                                 |
| (2)  | 払込金額                                                                                                                                       | 1 株につき金 144 円                                                                                     |
| (3)  | 払込金額の総額                                                                                                                                    | 金 2,931,784,560 円                                                                                 |
| (4)  | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                                                                                                       | 増加する資本の額<br>1 株につき 72 円 (総額金 1,465,892,280 円)<br>増加する資本準備金の額<br>1 株につき 72 円 (総額金 1,465,892,280 円) |
| (5)  | 募集方法                                                                                                                                       | 第三者割当の方法                                                                                          |
| (6)  | 申込期間                                                                                                                                       | 2013 年 5 月 31 日 (金) から同年 12 月 31 日 (火)                                                            |
| (7)  | 払込期間                                                                                                                                       | 2013 年 5 月 31 日 (金) から同年 12 月 31 日 (火)                                                            |
| (8)  | 割当予定先及び割当株式数                                                                                                                               | 濟寧如意投資有限公司<br>普通株式 20,359,615 株                                                                   |
| (9)  | 上記各号の他募集株式の発行に関して必要な事項の決定は当社取締役社長北畑稔に一任する。                                                                                                 |                                                                                                   |
| (10) | 上記の各号については、2013 年 5 月 30 日開催予定の定時株主総会において第三者割当による新株式発行に関する議案が普通決議により承認されること、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び第三者割当の実行について関係当局の許認可等が得られることを条件とする。 |                                                                                                   |

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。